薫蕕録

太

曽4
775
41

曾4門
775
41

薫蕷録巻之十六

目録

ひくらし家 上下

東京帝国大学図書之印

宮城県図書館

中村直道輯録

[illegible]

[illegible]

○凡て天下を治め一国を治むる道は大小の事ともつきて
その吉凶利害の科目を立てまつ當国せさるべからの科目は
多くは[illegible]の事のうへとりまつきて変
をめくらして板木の面のよふにぬくなり和とひとしその
本の面へ心をつけそのまことの[illegible]
世の風俗たる服飾の板木の事を計りて板木の名を
[illegible]の用ゝたるまりをき事
[illegible]
利益とおもひまりを板木より[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

御世いさしかりてはまりうるく迄をかぶやうれりしも
ようやくに数年の間を経て法華の教学と主人きたり
まして又わが家門にたつさわる人の教学を多くはたく学者文筆
なく経書の教をなかく今日の政事に施さんとせられ
数年の間にはなりましも経書の教をうりそへ世のもやう
国家の風俗を今の変化をきようとさかよ今日の政務をも
まもるに近きまして世俗の教学もはなれる事もあり
教学より御世にも教学いうの南学の初学よりのうつる俗学の
教学をうるふまうしに又一等学問に深く力を入れて
経書のみなら歴史法令をもおこなひつつ其学をも
ひろめ奥学をうるくまうして何事もよく新に政治のもちをも
よく変革する人の教学をいかにも未だもよく思ひ考へる教

まもるにつけても世俗の及びなき事をかなしみ又
世にもまもるべきの学問の政治のつけあるいはくく
学問深く廣くなれば学問の政治の和もも政治一南学の事情も
入りて和と学問よく政治の和も政治一南学の事情も
変革しうるとかくに信ぜんに又偏ぶるさの一種の教学のみ
政治のうへの理学を教学をもとなれを政事に用ひ
ていにはかりのようしうさう事もなかくして世に実のみ
事もつるも教学しく何事も実事をうけていその政治教学
のかくうにかなるものと又偏ぶるの学人の学をかしうて教学
国政の教学のないとしようつくまてよく知るやうの学人とも
実に教学知るうるにつけあるまをを国政の教学を学人の教
もおのして実の学をは叶もぬ事にうされてそさうの政

海かとこうりゐこれふ唐土の代くるゝ久しく流年の流れゆく
ゝ水の如し世間をもよくしらぬ者たちもの世をいとし
思ふ人のこゝろ新旨を立ててもとゝ立ちより今の動るまてつひに
治まり方宜しくして共政の人しく治まるこゝろすゝ其
ゆゝ面を考ふるまつ芸の人の立てる新旨まつきて遠りを改
こうゆゝこゝひあり宜しかるこゝろ古いにしへとゝ古へ
法の人しく前の人の新旨の非なるをのゝ者よりもこひあ
たらしく人を新旨をたてゝ政をあらしこゝろ改へその
姿をひとゝ人新しき新旨をたてゝつまてもくのやくまて
動くこの度改変るわゝよりきゝ新作して改る度
ゝ害ふくこの旨まゝ共政なるこゝろもあくゝ出くこゝまくゝ政
とのゝ物まして治まる国をたゝ出ゝ立たのゝくゝ

ゝ政をくゝ代くゝ新たゝ治まるこゝろ古へくゝ久しくつきて後
世ゝ立てゝもこの法旨まゝゝ宜しゝゝ世をゝ治まゝ
それもまゝ共かゝゝ治まゝ治ひゝ治まゝ治ゝ
改ゝ立ゝ儒者の辟ゝて先代の臧ひゝ所ゝ治ゝて
かくのゝくゝゝ出ゝ共国を古ひゝれゝ法ゝ改ゝて
ゝ世ゝ必ゝ人ゝゝゝゝゝゝ代ゝつゝのゝゝ治ゝゝその
先代の新ゝ繼てこれを改ゝゝ久ゝ
つゝ人ゝ議治まゝ常ゝ宜人の立ゝくゝひゝつゝゝの役人
の立ゝゝ古ゝ治まゝかゝ新ゝ代ゝゝくゝの新法ゝ者
ゝ知ゝて立ゝゝ唐土の儒ゝ行ゝゝゝ儒ゝゝ
治ゝゝ尚ゝ立ゝ新ゝ考ゝて芸の者ゝ改め勇
ゝ功ゝ立ゝゝゝゝゝゝれゝゝ智を持ゝ

この度とゝのへさうらへるの儀御理解いつれも
むまて適當にたるやうに御ゝてと実事よりてハその儀御
わくまハりもとゝ品ひの所の大あらハいまとの度ほうかいさうらへ
うらへ御力と御方ともて信心の新者ハ引すすうかの度ものゝ
ようきの品ひて物事とゝ品ひもて改め意人とすうかの信者う
ときの一様の新者とゝ品ひこれなう信心ハとゝく度ものの治めう
さとゝ品ひ御うまハ人もの代ゝの治まり物り當ものの儀御
のゝうまハ物ゝうとハくゝの実ハ品ひ物ゝ品ひうとゝ品ひ
かの国ハ品ひりかゝうき聖賢の出て学問もハつく智恵治き人も
多けまゝ物ゝ国ゝうハいなれハ品ひ代ゝの治まりうき物ゝく
ゝり者ゝぬとゝハいふの者ゝ品ひもとゝ品ひのとく度の新者と智ゝう
かハ品ひれとも実ハ品ひとゝ品ひうの新者世の中のゝハいう

ゝとゝとゝも人の智恵実ハ品ひうの物ゝれハ品ひ
とく新法とハいふハきゝハいすゝ品ひくゝの品ひ世のゝ品ひうよ
ゝ品ひ品ひ新者の有者ゝうハうの者ゝ品ひとゝ品ひこれと治まれハ品ひ
かゝの新者ハ品ひても大ゝ品ひ失ハ品ひきものゝ行事も久ゝく引新者う
品ひうの品ハかくハいき品ハありても世人の安人品ひものゝ新ゝ始ゝ
き事ハいゝ品ハ品ひてとまつハ人の安人せうの物ゝ品ハれハうの人きハけハ
四きゝまうて改めうの国改の所安ゝこれ郎まゝの度ゝうの者ゝ品ひ
細ゝうその品ハ所者ゝ事ゝハいうかゝ品ハ品ひ又度ものの治め
ゝゝて品ハ世方ゝ品ハいうかゝ度ゝうの品ひうゝ者ゝうハ
いゝて信ものの心ハ改てとゝうゝ品ひて品ハ一枚ゝて人信ゝ
いつもかゝ国ゝ品ハ度ものゝ品ハ日ものゝて度ゝ品ハ二ものゝ治めうの
物ゝ品ハかゝうハいきうゝ品ハ度ものゝ聖人の品ハ品ハ度ものゝ

て身を治め国を治むへき道ハ何ぞやとなし聖人の道をお
きて外に道といふものハみな天竺にして古昔より行はるゝ仏と儒者ハ
いふへし神道とても是ハ一通り説も皆るすてめつらしからぬ紀
まうへと今一段高く考へてかの聖人の道ハいかゝと根本の所を知らハ
すてまよりかゝる処に有るよしを探り求むへきをしらさるへの
議論の説しさて怠くはしく彼道によりてつひへさるをあるなれ計りに本邦ハ
天竺とハ格致の志をまたも別して国政を行ひて道の根本を知る所ハ
ゆへかくはまかのこけも委く考へてかくり化し根本の所を
遠ひて儒者の道を作るものゝ聖人の智恵をもつて建立したる
ものなれハ本くの今日の行ひの為まし用ゆへき事ハ却し
本邦とても中古以来ハ於ゆく漢籍の学行て風俗人心となりて漢様よ
なり今世の中和漢ハ今ハ本くの事ハおのつの道をもましへ行ひて

分るをぬやうなりてもものなりされハ国君たる人ハ中にも及ひ其の
政を執行ふ人ゝとハおのつから漢学をも志へきを政の官しき所を六
事よりて神用ひもちへくく又その国の代々の治め方の実を知り
からうしても考へ知り その根本の所において大なる違ひ有といふ
ことよく辨へ悟りてゆるく人を治むるより行ふへくハ
くも漢籍なり而て大切なる大ゝとし世の人ゝ当へく漢学をもなる者ハ
必る道よりよりて怒ひく化あるよしを知るハ漢籍なりの違ひをとへ
さとらさる所の違ひく国政とも行ひやすまりてもたきことなとをよく
弁へ悟り心を定めて勤されハいかにし漢籍を着て能文たれとも訓
点ても容いなるへしさて右のかくなれハその大かなの執ととまつ宛先
の初にいへき事なれとも世に書籍とも見るかその人の形容ハ
漢よりなされとおのつからみな漢籍の形容なるとのそこち

漢和の打算のかなるこゝ年よりこゝ拙なれば始めより其の大なる
のゝけを知りて其迷を改めて善なるいとうゝ事の
如く安西へ入れて着む人多ちまち老となりて未だ分ふま
きことを知そうゝ新これとハ云ひつゝ事へまゝ〳〵加こうして
年書ハ年をき事たとのゝ〳〵中ほどゝ其年四作せる
そわなりと深お法へ行ゝ入て国段い玄事度く文場なるもの
まて一ゝ多くゝ中〳〵ゝくゝ世書いゝ者ゝ〳〵
ゝうなる事たをこれを校出ていきゝうゝ多ゝとゝ所のゝ行りまて法
書ハその書くれをき事よ初まても拙なのゝとと養ゝて先ハ
有ゝうゝ多ゝと捨ゝ千ゝ年ハ事よりてハ拙まりをく蓋の事ハ
安西なるゝ所ゝと多ゝ〳〵拙まて新の事まゝとの所ゝ多ゝものきてハ
いるゝと知ゝ安西なるゝこれと行ひゝ所ゝ付ゝその先ひゝ〳〵ゝくゝ

とかれとも古今の例をよく考へ候ひて様子按するに今の世の
人々の身分の格抜ハ上古中古にくらへ候へハ大きに違ひ候ふよりハ甚のかわり
有之しきことてまつ上をいふに今の大名方の身分の有之候ハ
上古の天子中古の大将軍なとの様子よりもまさりて前日有之候
ましそれより段々中下の人々も皆同し事にて今日ハ今の世
にて千石もとれる武士ハ若き者方石乃至四万石も取し人なとの事候へし
さてまた百石とる人ハむかしハ千石四五千石もとりしほとの人と同し
かくのごとく上中下押しなへて身分格別のかわり有之しかれハ
此上して分際不相応に人物も有之しき身分のものもむかしハ
大名の身分にてもしかとの御きさとも今ハ百石五千石くらゐのものとの
人ハみな下々なとのに云つけ御つかせて月別ハやねのやうになり
当時町人なとハ格別の事にて此れともこれ天下一同の事なる故に

自分際に過るといふことハとかくも人の何とよりも身のおそれ
なる物の様なものにも似候ひし身分の程は候ひしうするハ奢りといふ物の
事のやうなれともこれ即ち大なる害にて世の中に年々のおこりハ其身
一分きりの事にもあらす其害の他に及ふ事ハ少なからぬ事となる人の奢りハ
其害勝手に及ふ事の也物価沿年の代々へしく続くときハいつ
なく世上物事華美になりて漸々に人の身持も奢くなりてくる
事なるを何とかくにもこれを抑へ止めてすてをかくときハ年々月々に甚し
由きて際限なく深くなりて世上困窮に及ひてつゐにハいかにし
き事此節のこととなり候ひし程に諸大名の多くの用御足らハ及ひ大ハ汲々
大に逼迫するハ全く此の奢りのむかしハ諸大名いつとも申事にて大
きう物多く軍役なとを勤められ候ひし時にも今のやうに逼迫する事
もなくしてゆるり取りしに今の世ハつゐに軍役なとを勤めらるるハ

ことも此く紀行の拙なるハ新田なりとも出来て委くこそなりつ也若
より減したりともハ相応に返て当所の甚過迫なるハいかなる事そや
今ハ先世之柔人に免取なきりいつとなく志をしん事此方の何
申り申しく然て何に付ても当柄人の為よりハ格別に宜き様
なり御りとて用よみてハ先例し格式によらんかりとても何の性
化もなく用よみてさる事なし大よかとり来り何とも多く
さて此方の宜しきによりて深更に相人の多く寄合る
事ハまつ服おほく飲食衣服さてハ調度なとおきとこれらハ
大名の此方上々とハ何れの事にも行きん紀りをせる倹約のハ
まり申入に飲食衣服寄信なとと切きん事これも先ハ下々の
方上々とも大名ちり人もあるなれ大名の此方上々てハこれらの
倹約ありまていさの此務の甚おとの事ハ出来ぬなり

これらの所よ定度それハ心のつきさる事たよ広大の費あること
多しまつ此方の主宜しきによりて主君ニつきさる万事を
財の所宜しく元持ふくく武備国役の所よ此方の事よ付る
事くの役人なくし多くして一人ても足りへき事まても上役下役
際よ有て人多くかくりさしても有るき事ても多くの人を宿らう
深更に事を志すしく費多くその一くの宜り何ろ仏よ下として
当柄人のなき事なあるもの文晴くの役人多かれハ扶持人扶持物
も多かるへし抑往上の事をとらえて元持ふくして何より宜しく
き所よ下の類し相なことも申かの度の元益の費も甚多きこと
相るとその事ら何の事ともまてハ上よハ此所もつきさるとも
その飲食衣服なとの如きも上よめさるとわいかおと炎とつく
ても多けの忘れたる事たれとそれとなしてゆゆり宜しく

元板ふようきて板くをもとめ
ようすれども板ひまく年と月とを
志念をいろいろ行ようなれども費の志多きと
大仰よきこと
多くして医く共年主の実とハ大ひ表向ようとうく
兼事ようり板ふすりは結句ようるの方る事も多く又医く
自分の志行き事年年たく八事ようを行ハ主してもよく事
ともあの板人のもを設かこの板ひるようれ主とるる
板ようの人多かり紙筆の費をとのくるて医ていそきの出
用の分ようを作りて何の益ハ板ひ前ようを知へ
大きく今の世大名方ハ為分のう八分ようる活事の元板ひとるよ
十ハ六七ハみな器ようてもよく事のくこれ皆元板の定格のやうに

ハとも考ハ勢行物日ハ医能して今の世のとくようくいあ
うようるを板ようの事も拙ハ今のようもけうようて医てよ
行も字ようりしようて軍記なとを後てひ大名の為分
御きと今の板ようとをて八ハて今の世の志ハもくしき事を
考へ知へ一ようの板ようのくなり板家中まても皆ほくにら
際よりも材の所主くくくなまるて上ようも板ようかるるとし
元ようハ戦国の時代と治世と八間ひはハ人にあるきれ
ようも今の世のありさ為ようるようりハ主くくきようようなとハ
甲乙丙丁と上下ハくの板人ようて事をようり板ようひ若ハ甲ら
みつくようるひ日ようも今ハ乙よりくなて元板世先年
ようと勧めようしきようを乙年ハ丙ようとあきるやうようなり
三年まてハ丙ようをつくようつとめたる事をいひ今年ハ丁よ

勅めさせて丙八日とおもうてぬやうにおもうて勢籠りてまた武
士の為に資は[illegible]成りて八国中の政事のしあ
るも安堵[illegible]なれとも[illegible]なのこと為とをくはりよつてハ
おのつから[illegible]の言[illegible]とくはりて為の労ハをくはりもて
抱入ハ[illegible]れハ平氏ハ[illegible]のうめも於りて又諸大名の
[illegible]の人数[illegible]ハ[illegible]今の大名の[illegible]の人
数ハ今く軍陣の人数に平家の往事よりかやうにおひたゝしき
人数とめ[illegible]ハ和漢古来[illegible]及ぶぬことまて[illegible]
の費おかるゝ人[illegible]作[illegible]れハ若[illegible]歟[illegible]為[illegible]
[illegible]代の[illegible]めて武[illegible]ハ[illegible]
[illegible]滅ハ[illegible]めさるけもの[illegible]今の[illegible]平の[illegible]
のゝ[illegible]ハ大ハ滅ハ[illegible]の[illegible]

[illegible]の人数の[illegible]て家中の人
人の[illegible]の往事ハ人数も[illegible]一[illegible]
今ハ[illegible]人[illegible]ねもとゝ[illegible]
[illegible]人[illegible]人[illegible]
[illegible]の用も[illegible]ハ[illegible]
[illegible]の[illegible]武中者の用事と月中ハ[illegible]
[illegible]の[illegible]武[illegible]
[illegible]の人と[illegible]
[illegible]
又[illegible]諸の人数も[illegible]大抵
[illegible]平の[illegible]
[illegible]の為[illegible]

御座敷の御用とてハなく　公儀の御つとめ方さへハ御規定方も被相
御むつひ茶ニ寺社国元との執行なとのことそて其余ハ大方みな此
方との御勘定所のうへまかせる御用のことなる人々それハ必しも武備の
ためまもなく御勘定所の言ことし此方ニ任せる男女の人数
の其多ゟ是れハ公用の御抱への如ひとしうるへき（きよ）大さき衣の
事たなと今の人々ハその通りをもつくるまへの御事にも是なくそれとも
大ニ御用ひ書をよミて其しくらへ見て今ハ何事も大ニ当てるとも
をきとる（きよ）出御大名の御勘定所の御領り言ことしきまつさて
御抱入のおいらしきハ御領の事ニよく又これよりて国政の防
とかる事行ふつけても御知しも諸々と承り御中へ一作下民ハ
定まれる様子なれと国策ニ多く本ニ多くも在城する武士ハ定
まれる様あれハよる在城ニ其まるへくさは追々出されてもいつるまし

き在役之大名方もとりくく御年水損なとも有て御収納の減せる年
も何とも二三年くハ左へつり行る事まして今姑まりしくるも行か
され常々その御手当ハなくくてもならハねかまさ
公義の御行ニ任せよ是ニ分の御抱入ある是も定りたる事なれハ
右よその御備も皆人へき事之又公年余とまハ御殿内の民とは恐る
公文ニ救ひの如く一人も飢えさせまいとまとはれとらひの
へきとり兎も定まれる事之抱御軍用のあるくへきは御もハ及
ハぬ事ナれハ御たのくさの事たの御手当とも大ニ其して其上の
三分を兼らて年々の御用御を定まるなハかるんニハ御相刊の御通
通ハ何分ましき在役なりハ右の御手当もの御がとそかるきの
なしハ行ハすつさへ年々定まるニ御取り御てなひとへ御本のさき家と
のまさハ行ある事そや在へハ下民より出る物今のまなるまくら

畑ものハ甚いさゝか有りとも費し時代より今の如く上の逼迫し
ゆゑなバなくして民を救ひかぬる節も候ふ由きこへて此年
なれバ年貢とても或ハ半ふとも減せられけるよりてハ当なるへし
先し頃へ手も有て又それ／＼の役々ありとも出来てこれ
ましろを犯りよ今ハ勝付に年貢をさへて先し頃ふとも
かく地所の出役例も古へは十倍ありけるかハ役用御の足てきさりれ
地所の事の取扱ひ行届りよ言くしく 一畳の事繁多にして
上納入の遅てりよ多き故なりとやさんて中下の武家の多く困窮
困窮ありしも又同じく自然不如意ニ勇ふ言くしく諸事美
更よなりして物入多き故之 武士ハ如何く 町人多ふ少くて増れハ
内々ハ義理ふハいやされぬか如く取扱れもそれも世をつゝみて勤つ
何事も花美になりもの 武士其外ハ金銀の利しきまゝになつて

非義をも行ひ又到りて困窮ありも猶なかつて 行心の武備をも闕
ことなりよくく 々頃つき事之 をれよ付て云ふに当時役用の若
けくもなき家中ニハ大小上下たよ次ふ多く農民をも家内に
入ハ女工をも移せられて軍しかるへきやと非ニ於き人ニハ次ふ
なるへきけハ自分撫援をもりて働き又自分ハ其次ふをれ
なさしく事も如きれよの今こも次ふかかまりて揃合ふ
停不して地所多く営用をせしむるやすふ行くふ別しきへきや
らふあるときハ何し当りてまつ内にも用所の助けともなるへく又
武士の筋骨勇猛ニよくなりて第一武事の働きのしあるも甚
軍しかるへき 地所武士ハ清く勇を言しく安佚に於なる
らハそれハ勇猛柔弱になりて 行心のなるふ夫の付大に苦しむへき
事なれハつゝしく是をかけて筋骨を丈夫に行ふせまれしきこと

○近頃百姓の困窮の為にきものくさくこれは二つの由あり
下ゝの地頭上る年々長くなりて二ツ三ツ世に一回の番まつ
ありて百姓もものつくり為らのかてうとつくりあるまり一ツは
地頭上る年々のちかくなりて年貢の上に
は十ヶ一ヶ二ヶを中分の定にて程なく成るなれども浮世
多くなりて物もの北方の今のごとく多くなりて北方
大家の物金の定めと考へるは大分の一ヶ所にまわりてこと
業を依る所にて年々ふつふ一依りとも勝るし仕
れなくいろ不審なる事なれば何よ僕考へ物れと成るその
方へのわくまして十分の一は五ヶ所ことにまれよ相庸なる
ゆりしらもそもと行れの事もあるに大家の法かのごく
略は定れより以上古なるべく事也ひやるべし

ゝて中ごろより深夜よ金の制ありて年々年貢も金くそれなり
北定めのわくまいりさりしらもあれともさのごとくなる
もる事ハなりしふ深年の礼の法令より後地頭といふものとかりて世ゝ
ち後地頭といふものとかりて世ゝ
年々とるものなりて深夜より年々年貢と地頭と百姓
といふものとなりて元を所と成るに
地頭ハ武家なりて深夜より後地頭の威勢つよくなりて上利の
世の中なりなりてハ公家上げ居き年々年貢一向地頭
押なり大将軍の号令なりれぬやうなりてハ天下の大名小名
向ゝ仕まつる地頭なりて攻れとなりて
武威を奪ひ人数を多く持なる
かゝる年々年貢ゝ五ヶ所ゝ多くなりてハ上ゝ

掠しみだれてよりしかり大かたく戦国の時のことやうは兩當の物成
の内三つを小農民の食とゆるして外に及ぶものなしと百姓のうれへ
妙して主将は皆年貢によらずかへの事なりしは甚しき事
なりしかやさて豊臣関白の出世に天下一統に治まりて何事も法
制定まりてみだりなる事は止まりしも年々のならいは大抵三分
武家の時のまゝにて高くなりぬしかるとも猶しかりき次に
東照神君御祖父の治世も同しき事なりし前世の中治平に帰して
軍事は止むといへども武家の時のものやう年代を経て久
しくそのなくならひぬ故ならばなれは終に天下の武士と成かし
のみなるやうもなかれたるまゝひしかりしも治まりしても年々
も倍にのみ増し藏しものなりしはなかりしも自然の勢なれども今
まで久しくなりぬるべしされば今の世の年貢は八分の戦国の比のままな

これは甚だ多くありし故に今の武士は古への定めの分量とも考へは
治世に多くなりぬる事も不足にしてたくはへなく今のやうに
上下ともに同じ物を給はりてみだりに百姓を責めて費を増しむる
用もよろしきは年々ありてよつてなさる事をやめさて年貢は九分の一なり
とよく淋し古への代にても百姓にかへりまたは賃し
きものにはありしも時代は年貢にさうありし故に一反か二反の
田を作るは今の世に一町の田も作るものの米を取る故に貧しきも
のも貧しき中にも力を労し心を費やす事は甚だなかりしに今の
世は年貢多き故に古へに一反二反の田を作りて暮しゝ者の米は
一町も二町も作らされは家物にまかりもなしよりて是れにより力を
労し心を労する事甚しきゆゑ了ておのづから無体の米多く
上へ上りて用ゐられて米なくなりぬ農夫の拙きものに合して到底

まを成さんは今の世の百姓ども
はなはだ苦しき今の世いつまでもせよ
なりて大の子細とよく考へ（かん）（ひ）
実盛も改めまゐりくだされ
くさき事）も敵は弱き故
うくてはつくづく定りとあて
なり武士とるべき
かくまきあまきの武士の
事なりさて年貢もて
法事）又百姓も年代久
の定まりやとは必ず
ものとなれば
なりなれとは年貢

原記事を成せばとて大の子細を言て今の世の百姓は必ず労
すべき事もあるべしいかに年貢は大なる者にむかしの事は
殺生禁断の法令なりて殺生を言て
とはいかにも情なきねやうなれども
かとんかけの山きの奥の
出んかけと言て
常に作りうへさ出来
のもちは正直なりとかまへ
ものとなれども
下りもたれの加へ
世の威
もとの後人を百姓

なくして年貢ハ年より今の世の定まりのまゝ先きつゝの
ものゝ定まりの年々の年貢と立
夫ハ出してもらすに成るゝとつとめとしてけうこう
年なく成りくゝ主君ハ仁あるゝて民を可愛やうにと思ひ
人々も年なり役人ハ民を可愛やうにと思ひ或ハ少なり役人ハ心あれと上より
こゝとをゆるゝ為百姓とゝ若しめよ若しむりをいたすとやう
けうこうの為ものもなりやく年々ハ有年なりなる定まりのやう
なやうを以て年貢ハ出さうといふこゝろも皆
なやうに出さるゝまゝ年のこゝろハ別こゝ皆年のこゝろも
減ずるゆへハなく移ゝ高くのかりわけをいふこゝ皆
多くなりまゝ何のゝ如く云て百姓ハ年々ハ出さるゝ年こゝ
多くなりゆへなく成る百姓ハ国窮年こゝつのり未進つもりして

つひに家を田地を売れハ田地の年貢ハ村中へ負ふ成ハ
百姓と成ハ困窮ハ国窮ハ成ハ農業と
なして他国へ大坂城下へ移りて商人と成るゝ
多くなれハ世ハ人ハ成ハ百姓と云さ成ハ
くの人の方へ移りて商人と成るゝ
この村ハ百姓の家ハ限りなくなりて田地ハ
荒ハ農業ハ成ハ国窮ハ成ハ百姓の家ハ
和ハ出来ハ成ハ国窮ハ成ハ
消して流ハ成ハ
制ハ成ハ
百姓の困窮ハ成ハ
百姓の困窮ハ成ハ

百姓のつとめハ御上の大なる御救ひなるよしとも世の人ちかひ小農民
のおとろへ甚く事ハなくとも歎かハしき事の到りなりされハ二つに
百姓の身からハ衣のことくくつろきなきりハ又町人なとの世の
まじハりもなんぬかしひておのつからおこりともつきさらぬなれハいよいよ困
窮甚しきなり町人の奢りよりしてハ百姓のおこりハ何ほと
の事もなしされとも地神のつきなきりハいさゝかの事
まても痛みまはなりけり困窮の百姓の身からまて奢りといふ
ほとの事ハ是もなしぬとすれとも世上まてに是らを見て
おこりの付たる事多くしたくハ衣服なとも昔ハもめんなりしに
用ひさりし絹の着も今ハおしなへて平常なとにハ綿絹とも用ひ
又めかりふなりひとしハ菓子なとして発さうしかとの座も今ハ西を
も発やうなり昔は両件に義定といふのハありきしも

今ハ傘をさし木履をはくやうになりこれらに准じて諸の
事にも式銀多くして物入多きや
○百姓町人ハ大分徒党して濫訴濫妨するなとハ昔ハ治平の世にハ
をさ〳〵うけ給はり及ハぬ事也近世に彼りても先年いや締
なる事ありしに近年ハ年々所〳〵にこれありてめつらしからぬ
事になりし也武士よりハつらく被成百姓町人のよりハ
何ほとの事にも行きて小事ハ構ハれたる小事にあらて很甚
大切の事也一円ニ困窮にせまりてせん方なきにそおこれるとハいへ
とも陵を示す上を恐れさるより起れり下民の上をおそれさるハ礼の
おこなひ甚容易なる事まてにまつ其その儀の和平これに
きてるハかくしされハ力といいさゝかの事にも世之法制行るゝハ主都合
との事の本を考へ細にしてよろしく吟味して是非を正しくして下の飛ある

らハその法ハ中のまもりとなるべし刑ハ行ふべきハ勿論の事ナリ又
上ハ恥あるべきハその非を行ハるゝ段人となり得ぬものゝ恥ハ非ず事
の新なるを考ふるべしいつまでも下の非ハ恥なくして時上の非なるより
恥もう今の世百姓町人の心を行ふべきハ恥なるべしもとより
恥なきよりおこるハ世事ハ物ハ行ふべきたとひ記ずとやう
若ハ行ふべきとも恥なくして又悪者ありてこれを行
ハ行ふべきとも悪ふの事と一同なるべしかゝる事ハ会ずハ物やすき
物なれハ中ゝ大抵の事ハ一段々ゝかゝるべし物ハ近事
世の中ゝ多き花園の例を見ていよゝ高の人も動き
人段人の知あるひハいよゝ非なるべく多く困窮も甚しきゝ
なる一段一段ゝ世ハ変ずる又を来世ハ世事多きよ
ハ行ふべきの中ゝ上ハ法なくしてその心をおこすべきゝ

やうのものゝ法ハ中ゝ上ハ法なくして一段一段ゝかゝる記
しかゝ記ハ段なり上のものゝ法ハ法すべき事ハ法ハ
いふべきもの法ハ法なり上のものゝ法ハ法ハ法ハ
やゝくみたるひとハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ
いふべきもの法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ
法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ
中途ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ
法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ
とあるべきハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ
となるべきハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ
ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ
ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ法ハ

たゞまうしたる法律は新たの物まねびにて御うよ近年はいとまもかしこ
きまもなきようにてのつしらるぬ事まなりてまつ一ぢ輝まれを
まき事よりてさのく行の吟味をくらべかの法律人をいあ人
らくへく定まりのこゝろ刑よ行へはもむきさてをの上の丸牛ひと
行かく後世の事をもて世間よ御多分れきのく物摩ともいれぬ
やうの布をつりとそさて此の法律人とうふものを求はたく修まま
うあうう者まて実の法律まなりて其の修りの者をいふ物をて法
律をおこ民始めより敷もかりうまれと法律人とう物よたてく
後よ刑よ行りりへき学問まて定めかあくあるまれと刑してもの行の意も
をくりうう飛もかさ民と教すはのりれむへき事こ上も修りの者
といふとは智うしく定法らふ法てはまれ紀事まして法をこを
求はすへくかやうの修層実の刑をきこ長りまりまき事こたひ

新法律とし名家出者はりたまくくその実者を吟味して
教ひしくは実の法律人の出るこはその名物を刑をへきまりすす
事の根をなりてもまことの法律とを尋ぬへき事こさて又を東洋経
動をきふつさてもまの上りの行うひとやきひくなてもし
まこことれと新名者おとも用りる事まなりこれまりて
下りるのかへ人を又先年とは味年をして或は竹槍なとをもち新
名者かとともはなく想稗の物をまひ塔をもりれるこれ
りりく容易なる民法をとりて定して万一不意の変をれ
法日行る人又をりりる物へ事りは当り百姓町人のこと
まそその形示をやりりあるふすれは空しく文たとひ法律よ及
ひても武をかともそりる民戦の法律をもりぬあれは平定ハ
為りまはりりぬ事のやうまれ先をしまり用捨なくきひく

これをふせぐもいつまでもあるべく用捨なく為命をすてかるべ
き事なれども時たとひ武士を百姓町人の二人へつゝ小者
ほどの働きはいたすとも一ひとり分よりは人ひとりの命もとりかね
さくみたとひいかやうの計略をもつくしても十分の分をとるとも
歟とすべし而これ自分の氏なれど一人もそこなふ事なく自分
の役人よりは自己の時をはかりかねありて人数を
ふれてはたとひ自己静まりてもいよいよ危厚の到り仕
さいはうとてハ後生さとれいかむ事を仕人を捨て形
ともまつ事なく静むるやうにもとり扱ふべきこと
き後来を思れしめんなるも一旦ハ武威を以てきびしく押へ鎮
むる仕方なれ御ともに始終ハ武威をもつて押へきし労
よりきびしくいたらふハ仕方よりもいよいよきびしく
かゝるべきやうの仕方なれハ沙汰ハこのの
用ゐるべく御ハ沙汰ハこのの
中仕方あるべし

○今の世町人の考りハ武士を高しき事と思へて飲食衣服より
ものゝ仕方をみな高貴の人のうへをのみ考へ其なりすま
ものもとをうくるかゝ行事も若者をたくしてあるかゝ
ばかりとなさく町人ハ武士を定まる階級のなきゆえ
ものゝ武士の大小を差ちがひてもかく家ゝ
者のうへどんなりひとりやうてきもなき者もそのまゝをして
分不相応まねさふ言さんとちるゝ内記を困窮ちる奢多
きこと成ハその困窮を恵さんとちるかゝいよいよ困窮つのり
武士の為上を指さんなめを考ふ大利を仕ん欲してはゝぬ

年よりうゑをとろへ若をもつてかやうに物狂ひの
かよおこり出しこれも天下一国の事なり如何
なりて来るいかやうもんてんかにつゝもおこりゝとふ
事を学んとかなりかやうにやうへさものやうにやひ虎
その中よりあらはるゝ世上者の長ゝぬるゝよんつきて物
事貨をかうく者も世間並とつもてハ近く
変なるやうふ云なきれ人よりまゝくおりゝふすりて世人さなく
おのつゝ世界ちゝふ事多き所よりあれもおこりをまぬゝく
こゝろさいんひく倹約くいひそく有時ける事たもあ
をそ或ハ有時ゝまゝ事ハまつ有時ゝ或ハ止あてもものく
なるもなりぬ事と出あなとゝて物狂の者ハおゝゝ又ハ
らく倹約とかへても世界みな物ゝかゝれハ世界よつもて又

いつのかゝまゝゆゝゝてかのこゝくよりあゝゝて生へて貨物よ
人る事ハ物かゝもなくて年ゝ月ゝふ世上事ハよのゝ物ゝ
ゆくかゝよ貨ゝ者ゝ世界よつもてくおのつゝ物人多く困
窮ける者のゝ多なりそれ世界のおこりふつきそハ商ものお
かく世のまさらひまをりて金銀融通されものゝ困窮ハそ
ゆゝさやうなる物ゝれもゝ物ハゝひ上年下なる為ゝ
不和為ゝおこりて国乱ハ国窮なる為よ商事ハ多くても貧ゝ
る物の供をえ出さゝるゝ物の外ゝ多く又作ゝる金銀を医ゝる
者物かさ物に貴ゝ賤ゝ利をゝゝなりゝゝて扱をするゝ
物かくまゝ世上の物産の商ハ多れども百姓の商人よ物ゝ多
くて商人の物産ハ多く多ゝ者ゝ物ゝの一分の商百ハ多
ゝゝ商百ゝ者ゝくて八波世よ物ゝゝさ物よ志物そ多く

ちんとなれば御扶持多く取りて又国務にあるさて町人は
国境に居り取りと百姓より勝れたる物なれば百姓は先とうやうて
なくて又百姓より奢りてとうるる物なれば百姓は先とうやうて
なくて町人なるとを取ふに多く高人八年くらい
多くなりて友つまとなりとくさて又世上の奢り出
なるとき奢の出るより用るとうくの物なひくくしくなれば
人の身をつひやす事とおもひくくしくおもて人身の用
をなれば一切の物いとを本は落地生ぜる事なり世上
なくてうるとれば物くくの奢のおこりて用る物くくなると世上のおこ
り長くなれば其の奢の事より多くの物と費やしその奢の
物のうちより田地山林多くつひえて其用の物のある物と取
又奢の事より多くの人の身の用入る事多き故より用の業

を取りくさ者とその奢のうさとを知りて世を治ること天下のよ
用の費すくてかの奢の物より出る物とつひやすも用事に
うふ世人沙汰出るさまくくして何事をして取るも人の
渡世よりうの多く商事なれば世上のまねひ繁昌
とんなるいとなり平氏の一族のうちすべいくも行きを
もてなりとも金銀と取る事の多きう利なれども上より民を
治る人の勇ましきうて い筒なりなして利益ひるとなりてハ
扶ありたくくと塚下なきうふて商人ハ利を取る事多くても
多く百姓の困りとなりてハ本と考ふて末と益なるく作ること
天下と一国くくの長ひ行くくくハ行くもせよ世上ハ奢りの
なるふ用る物と多く作りあるくくハ世上の奢りの
いくくと扶ありくくもも国よりてハ扶よりくくとふふ事物を

多く作り出すこと米穀を作りて出る国をくるしめて他の使を
なして米穀をとるこれハ他国より買ものを国より拾ひ
他国と共国とその米穀を作り出すこと天下のうへハ
拾ひあつめて人〻これをうる所をすべて一国のうへハ私
のうる米ハ少しなれども又交易のこゝろあり商人きたりて
買ぬ物をもて商人の多きわくに国のくるしめも民百のこゝろも
自由なるものゝ他国とも相しらず自由のよろこびわと拾
ありて何米も自由なれハそれ故人多く不自由なれと
物入をもくるしめるよりも今の世ハ人をもよろこばしめしと拾物
をもとめ自由なるうへ人をもたのしむ商人職人
年〻月〻に便利よく自由なる米めつらしき物をもとめ
かしこ作り出してこれを交易物よ年〻月〻まさき物自由

なる物出来て世上の人の物入も漸〻多くなることを思へて何米も
今まで無きなくて足ぬる米も所をもとめていさきう不自由を見
又今まで無ハ無ハなる物をもて米ハ作りもそれなり買物出れ無ハ
なる人基をつくるこゝろ〻ハ次第〻よ米も物も拾かわくなり
華奢なりゆくこと〻かくて米も物も一つもそなへ多くなり募
ゆくなれこれ故世間も多く物入をもつかひこれ故
世中の費の去年をもて年〻人国窮の巻しかるこゝろをもて又
世間の国窮ハ有るものハいとまなくまたく富をもつく
なく世上の金銀紙幣ハうこれ故ゆるさよ富商のまよりかまるを
富ものハ高の勝名ハ米一商ハ中ハ及ハ人金銀をも
なるふりて何米をつけても約束をしてかとなり米のこ
なるなれども人〻ハ次第に物をもとめ若ハ何

年をみなそのうちたれしいまく貸しく移り住居なりさて世と
国窮して窮乏の百姓商人多くなれそのの不勝手の方へ行年も多
行ひ〳〵さう貸方と買方と多く手形のうき方へつく所の百
商人いまく立商ひさし又世上国窮分ては金銀と借方多き所の
やうなるもいこれと貸し利とはる年多き貸しき方借し
利とおしていまく苦しむし故借りて返さかく者と多くれた
それは分てハ貸方ハ又いまくしく勘弁して怪なるやうと考へて
かしこく立まりる西へは拠とはる方ハまつ少なく想して今の世ハ
大抵利とはる年新しく拠ハ新しやはり貸方の百商ハ
借方金銀と借りさぬ金銀を年〳〵て怪なるふ作る所まで
減ちる年ハ年くかくてとようくは勝ちる方かりき自りて
かし〳〵西ちなる方へ新くはきハ又新年みなそのうち人まる新ふ

振新の金銀と済やはき年と又去の百の如し〳〵れと金銀も
貸民へハ渡りてそれも又貸百商の手入り又貸ちハ一
且大へ拠とはる年ハまとも貸ちる又変りれは又返ちとも
やはきに貸しきこの拠ハ新しても来返ちへきなるれハ
永くその拠とはやはとくはるれ貸人と百人との
勝ハ高〳〵き返ひて貸人ハ百人へ百人へ
貸人へようていく〳〵百とかるぬるすこ古ハ商人へのこなるハ
百姓なるのうへそも日年ちて貸ちれ百姓のうへ新く商を
とし金銀のやうのうへ利とはる年も商人へちること
わく又農作のうへそも百ちれハ利とはること多〳〵犯〳〵なを
とも夫へ人を百をもて分作をつる新へみのうも特
へ貸〳〵来たと貸出とも利の差ハ付て貸新ハ金銀を

ゆゑに貧しき百姓ハきこしの米を売ても猶たらずなりか
さ程新米を売ハかんばしく利を得る事ハなくして其ハ
て商人の利となるのミなれハ貧民ハ何の功もなく徒に
みな物を取らるゝ世上の金銀銭宝ハことごとく富家に行あつまりかたき
物そ所持のものハ昔今のつねにてほとんと物通ぜざりし
またハありしくらき事ハ肉まで今の世ハおしなべて貧しきものハまた
また貧しく富るものハます／＼富る事の甚しきなれハ上に立て
治める人の世をうらむひとなれバいかにもして其富める者にいかゝ
また一方の金銀をとらせるに歎して当時の貧民を救ひあへやう
にいたしまたりしさ物を作しその難しやうハ志の帰服して心
うらみもやうにいかにもしてハ却りてハいかにも多く富へ施されハこ
てもこの上ミなる上より賜りしうるまでも人の物を盗めるまでもあら

ゆへ法度に背きたる事をとしてゆるされまじくす若二人働くの
先祖又ハ己と働きまして得たる金銀なれハ一銭の人にもあたへて是を
あたへきとの俄ハなし金銀いかほとも沢山に持ても人毎に惜ふやさん
とするぞへハいかほとも取らるゝてこれを出し半分をハ慈悲に施さ
施さハ心より物施さるまでれなれハよすへき備ある者のもありても多
くの金銀を出して情むて取られハまして外の貧民を救ひ
のぶる仁政のためならんにハ其権柄に依て取るべからず感服し
て御上の御用に立つへき半分をハ是まて定しき仕方のなへき
こゝろざしにハひとしこれを百姓ニハ何にかゝらハ又金銀を他
の半分に用ひんも何にかハりゆひとの貧民を救ひまいらしさ
半分ハりよりより民を救ひ給ふゆけ仁政の行ハれて貧民
すくはれたることを聞とく施しまたれ租子をとれハ倍増まてもおの

つらゝ富人ハ救ひの志出来ましさへせバ志ありて貧人へと
救ふ事のあらんまゝ和らく小屋く一室を貧窮人しめらく
いかくれらけみく救ふハ右ゟ多く下し御上大化世の柱おとらけ
然るに近年民を救ふ政ハ未く那くして段く到るまゝ上の
御用の金銀とのまゝ存ぢらるるにまゝ富人ハあれと為まゝて志ある者
救ふとハ浪せん又さまく救ふ者何ほともそれとハ貧せらるゝ事
さればして其上の御用に立んとのゝ貧せらるゝやらなから
左様に金銀を以く上の御用に立て貧窮せしまゝ是ふ斯りのまゝき
為とハ世上まてハ道く其徳く思ひてふそれとおもひそのハ花く
冬し貧民ひ救ひく貴せらまんハ世の中の人の患ひふるな
主ハ其徳くまくむなハなくしてこれとうやむ方のく更るまへし
皆々ともく考へく富人の金銀を救して貧民を援さへき

仕方ハ行ハへき事にさへ右ましも申さるゝ富人ともその金銀を
御上の御きまて施すまゝ奉らバ志ありてこれと思されんハ人に
かくねまし又やむ事を旨へ道を備りの事ゆゑまゝまされ
志ある者くはんやかくんハ作し行届に徒在してやさしまゝ近来
富者は何りくく貧ひまりて買かのゝめるまし上へまと救ふ
者行らんハ救ひの事くされとも左様の金銀も皆貧民に施して下さ
つまりけハ上の御用にハ用ひ難くねやうまてそ行くらハはしけれ
又而くも仏様のものゝあまるまり貧かくあまたも何事へらて在るに
金銀を御用ひ初めんと那ふあん人まハ是しく御用行らへハ是ハ
許しのふへきまぎされと上の御用をうけ行ふるに付て人に金銀を
貸ふとその御用の節にさせく貸つくる事　近世何方にも多
しきまれく富商も富なる事とて世の貧民のくるしみに大なり

害なりゆゑに上のこゝろにハ諸事になりさがるとも下民のため
に害ある事ハなすべからざることそ又今の世ハ武家
大小ともに仕送りといひて町人に諸事をまかせおくハ多し
是ハ倹約して自分ハよきやうなれとも借りおくハ町人ハ
これによりて多くの利をとりそこなひけ武家に損あるハ損を知らぬ
それとも困窮の義なさしめられて後悔するよりて損を八知ら
つゝ落ぶれたるとも是ハ諸商人のうけとりて町事なり
世ハまたく局をきらひさせて武家にハ損あるとするなれいかなるべき
あけハ無用にせまりし事なり
○人を何事も己か勇のかたれ私意にまかせきて分限に過ぎて奢
かうき事ハなかりはかりて又をのれ勝手にして損をもかへ立ても内ハ
行ハれ大名ハ大名私意に任せ勇を持つよしふうよし俗家のならひもかくの

武士のかくし勇をもちいらるべきにもかゝはらる次にまた下ハ人の町武士におもく
をおそるゝなよし百姓町人も又も勇よ私意にまかせてかつて宜しき
ならぬべく事をなくすなよりし其もとよりなかりし兼而もかくし
されはそれを私意して我つらく心もおのれひとりにゝやしくなりたく
ならて上をうかゝいてハ諸にもまかせる事多くあるへし又倹約を
わすれぬ物のつゝしかな倹約の事にて蔵宝をも捨物して安かへき事をも
止てをのれ人にかへしハ惜きとも惜みてなし志ハ人の物を
さへ奪いまよハしくやかくやうのかにまかせ取りやられ然るに苦楽をよく
知らく倹約にしてめくと倹約の蔵もぬやうにはかりて倹約
あり諸に上をうかゝひ人をもくらいさらすへからしてしりて倹約なるもよけハ下の
泥みらさるく甚わらしくハされハ倹約と実にハ害をまさる事なれハ
とかく上を下の分限かなし私意によく[illegible]よきおりもかく以下もそのれ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の有て見たりとうけたまはりしかハ
上さまの人々ハ皆々おもひ〳〵にて
其せうとの侍ハ一つもそなしてハ
ものゝ〳〵なりもこしたもそなしたる
おもれ〳〵おもひ〳〵さ憂事をかこ
をのゝ〳〵ひいつゝいふよ大ゝ
今さりとてハそもさりとてハ
ひんよりて多つゝ化ものうもあ
くゝ化ものをかけ事をかけ事
事ハくゝけ所にて物
為中をかの氏をそれなる
なる事を知へやうもなる〳〵事
帰後にてもりのかけ事
をのゝ〳〵ものゝ〳〵
らひ侍りにはること

五十七

金銀通用はその法まうけて大よう法の[illegible]金銀と
いふものはもとより金にて[illegible]はかねの[illegible]
法衣後のうりとなりて法へくく行の用にも立がたき紙物なり
しかるに通用もうけその行の用にもなりぬものとなつて世の中の
一切の用をなすべきことなれども法方なりて得失を
はかるべしと傍らにまつ[illegible]天下に通用なる金銀の者の
まうけて大よう法大はかるべし　抑金銀と云ふ通用なるは
長のうち始まりしことなれどその始めは[illegible]の通用
なりしなるべし金銀通用始まりて[illegible]世の中の
よろづ[illegible]年しかして通用の金銀は法方なりて[illegible]
自他[illegible]紙[illegible]又大なるものなり[illegible]世の

用前より奉[illegible]かて南蛮天竺より通用なる金銀は世の
初より[illegible]して[illegible]利いまだ[illegible]今の人[illegible]
のうちに[illegible]世より[illegible]金銀の[illegible]
[illegible]利の[illegible]年[illegible]して世に通用の金銀の
[illegible]世に[illegible]国[illegible]ふは南蛮人[illegible]
未だ[illegible]知らざる[illegible]今の世に金銀の[illegible]
[illegible]法方[illegible]その[illegible]
[illegible]物[illegible]
その正物[illegible]
[illegible]金銀[illegible]
[illegible]物[illegible]
[illegible]年[illegible]
[illegible]年[illegible]
[illegible]金銀[illegible]

きりやうをけいの間よりおのおのくゆかれなる仕方をもつて
ひやうよ年物百年こなかの金銀をてらの金ゆやうまれたるもの
金くせ二西用の金銀の巻をきうかるくてハいろをと役
利をなす有てもかやうまでくゆ年ハ用ゆるとハなり
かくしてさて若ハ金銀と新ちることも今ちハきくをくと
金銀をて若の年をたくうこふ年をまれなりしかの金のこれを
新かへも今のやうよ年しくいくうくうくと今ハたのこくせ
ちをちやり拙門をけくく金銀つのよ人の年月ちくをくく
又金銀をの年も陸むのよ人毎ちをとんをとをかんも
むくちり拙門よ年しくく切ちふちりてをなくきやうふを
やうをとをりてをなくをれものこれをなんと拙門よ念をなきの
今ふ今の人の金銀のなくきををふふ地術ちをくてなく

かくねかをくさて又何年まつをても金銀のちちうきをけくのそち
りをかよ実よなくくをもなくてかをのきやうよ
ちつをの年よ（毎年）多ちなくをちをとを拙門よ金銀ひつ
くくしていくくなくきをいつちりのをて諸をても世の金銀つの
ちりをくかくのちりなくなくををて一かく金銀をを（二年ハ
新して働す年ハ世ハをちりハ美をを西ををなくきを年
ハをちりををやりのきをけく金銀いそちりきうかをなをを
ををく世術金銀のなくきをかをきかをかをくをちを年紙をちる
ひをまををを実をハ世を西用の金銀ををくして月
世よ年をまりちりをくく何年をを二年紙用ちるやうをなり
をををちらきいそちりくをなりてををきちりをのを
いそちりをくをなりてををなくなくやうよ云ちく

やがて金銀を用ひうるに至りしかば、
まづく便利のよろしきのみを選びとりて、
漸年代を経るに従ひその弊を生ずるに至る
ものなれども世間の人これを用ひ来たる事
久しきの間にて自分の利を得る事多く、
物の交易をもなして金銀のごとくに
なるべき筈なれども、
如何にして金銀のやうに多き所の世の人の心を
たぶらかして商売工商をおこなはしめ
近頃にもまた金銀を得るこころの多くひろまり
世をおさめしも金銀の利を得る事なれば
仕業をなすなり故世上の物やいとんや業をなすにも金
銀のうへにて世をつくるものはみな遊民にて農民の多きは国の大
抵なれども、つくる世上国務の奉行をなすべき
なれば便利なる人を選ぶべき筈の物をも買ひ求めるべき
筈の事なれども為なるかのつくりを去りて
みな世の国務の便なるこころかのつくりを去りて
のみ目をかくるなり、その世を武士と言ひ農民町方の
商人心をなりて世上の風俗を悪くしかのごとく
世上通用の金銀をなして自然便利なるつくりを
多くれども年久しく別なる事なる者を
改めずして不便利なる事なるひは便利なる
事なれども久しく別なるを便よろしからざる人の
帰依しうるき物なるまして便利なる事なるを
通用の金銀を減ずるにしたがひて南から大きなる法なる事を多く

ちく医ちく大ち大りの人ち人金銀通用の弱事ハ天下のうへの
事なれいりちく害りの事りとても一国さう形はりるふとも
ち人ちやうなり治ともなの弱和もを治りくうん治度て也
術弱ちて利ち人さ事いかく不便利ち方ちやうり弱ち
ち用ちて金銀の九分の弱ちは形りてきたけこれと有き形又
有くの金銀のやりくりちとも形りてきけハ治りこれと正め
ムりの人き事と金銀ちて治りちやうの弱ハ形又用ち治りたは
ちき事りちまち民りちて上ちの細事ちとハち事も
りりの人りれたかく金ちも有ふの事ハ決ちてりりまき
ちきし知ちて物事い不便利ちて也有ちとハ銀金ちし
大ちきちのちりと常用ちりり俗利ちりりハ常医もりそき
部数のちりもりりやちくちひりちりれハ国の政とこ

ろ治ちん人ちし治ちく考へくち事りちきりけハ金銀銭
の弱ちくらぬちうムりけりりハ人ちも金銀のやりくりち
とハ形りきりけハ有きて分ちくちりりとすこしつちを
人情金銀ふりちく也きりちやうにりりて国ちの仕業ち大切ち
けりちうにりり金銀ちの人国ちとけく也ちりりちりひり
つちをうちて人の部方ちる人情の風儀ちりりきりのちく
下ハ上とうんちしふちのちれハちやうの事ち上の方りりち世中ちひち
ちりきちふこち

○天下のちめ国のちめち害形りりり世ちち中ち実ハ大り害
りりちも害ちんてうり事ちりりみてち意あれもりち不害ある
事りりち人国りハ意りちやうりれち害ちりりりりち大害ちちりりり
ちち中ち人の悪ふちち治ちりりん人ちりちりを分りちりち又

昭和の大震と称せらるる倹約令は国君の務にも家の仕
成べきを御ゆるし禁止しるべき事も多く行なわるるその
数を御ゆるしなく樹皮人と言ふべきに迄くまなく害を生じて
人もしるべき事と言物なりされば害なるべき物なり
なるべきを知らずして倹約令をのみ行ふ故に
多くこれを押へて奢の つくることを止む時は
奢の事いりて坊主もひめのかいつくなく奢へゆく
時なれば多くの人民困窮して世の人をまもること
のなり民のためと利益ありの事と考へ分てこれを行ふ人も
用事を知らず利益ありの事も行ふ人も
人を困窮かくなる医をこなひ物を行ひ
人々困窮なりの事は

ばかりの人に無用なる新奇なる事は
多事なりなる事はかくなるべきなれども大抵のことはそのまゝにて
奢の事は大抵なれば世なれば
よろしきなれども世の務なるべきなれども世の事は何事も
すべきなれども奢を禁ずるなれども
多くなるべきなれども奢を禁ずるなれども
多くなるべきなれども奢を禁ずるなれども
奢事はそのうつるべきなれども止めやうなるべき事なれば
つくるべきやうにもなるべきなれども
よろしく考へ人々の利用をもとめ
の御法をもとめ御法人
うそ因のため人のためもまことに
まその功をもなるべきなれども

[illegible]

○[illegible]東上下切[illegible]国家[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

人〻はいかゝ思ふあるべき事のかぎりなくいふべき
はかりなし（階級）階級とは何ぞ階とは段を重ねる
意にして物のきざはしなり人は段々にかゝりのまゝよい上へ
上へと登ることを階級と云ふ書物のうへ大概ちがの役人の
事氏名の事を記したる紙に中に書物のうへ（たとへば）南部の百
姓紙に中に書物のうへ（たとへば）知行とあるは
書物のうへの一面ずつの紙を以て家を作りたるもの
多くは上に上に積重ねて行くを以て家を作りたるもの
ふるくは氏の商ふるものはやうやうにかゝりてはじめて
家をなすなり他人の物をとり為にひい上
の名をふたつ六段七段の事なれば紙を折りとやその下のくい

[illegible]
本とおぼしき物をかりて上へ（以下略）
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
○[illegible]の本　何よりはよきわざなれども人なり
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

と雖ども、[illegible]ことわりなり。知られて始[illegible]あるべ
くけるなりけるやまちの毛[illegible]なれども方とるべき事なれども
知りてかやうのたぐひ[illegible]ひ。はかり上の事をとるべきなり
けるべき事をわりて武士の風俗として上人射[illegible]ものき
事なくけるとき切腹を[illegible]
べきなり。実は[illegible]
ての恐事ふとけるべきいまだ一時のけやまちまりて大切
なる一命をとるべきなり。又毎事あるの欲きもの[illegible]
あるべきなり。事なくいまだ修めまりしき事なれば
[illegible]代は天下一同に[illegible]切腹の事を
上より仰せられるべきの[illegible]切腹する事を禁止せられるべき
[illegible]一時のけやまちまりて[illegible]切腹法をけるべき

[illegible]べきなり。いまだ[illegible]の事なれば一命
をすつるは[illegible]人くらべのものなれども[illegible]
切腹をもとめ[illegible]武士の風なりて又上の事なれば[illegible]
[illegible]切腹法をしても
為のなるべきなり。[illegible]
[illegible]て[illegible]の事なれば立派
[illegible]切腹法ありてもまもるべきなり。[illegible]
[illegible]大
[illegible]の事を[illegible]
法をなれば[illegible]
○一国の政治は義事[illegible]
[illegible]
[illegible]

う事行なる小笠原家のうち先家老なる人々ふたつの国内の政事
小屋なるハくつ[illegible]て次なる役人その元とをめくりく
れなるくとくこれ空しくうねるもの行事よりくれの元のをめ
くり役務の出るところハ家老なる人々ハ悉して主君ハ
より出なる事ハ侍ようとの方ハ[illegible]かくくしくの文なれハ格別
まく法事をまり空き拙し次なる人々ハ惜しくとろをて法事
のをかくひすなるよ仲かくくくの文なる出れも選びて役をまりかく
一段一かくき拙し一国の政事一段なりて角くハ[illegible]の役
所の報くかこの役所の報くハ[illegible]医して国一国の内の政ともくを
なのの新美なるくくくて役政事とうをまりかくこれ
そのなのくりの法まりうきうをあし入そもくくけれなる役政ハ
月なの角のうハの事かして法なる勇と入く働くハき事なるまれ

の人ハなくくなる所法さハなるれハようう入乱役の内所湖
法なくくさハ法ハいくくく

[illegible]

○世に貝殻といふ物あれども校法師いつまでも貝殻を
するなどそれはいつまでも今は自分のあるまゝ乃貧を
[illegible]

[illegible]

○物を作ることを知らぬ千人百人まねれども人作つる
てなきより作る人を珍しそれは物と人の作りを比べて人
作る物と人の作りてあるものとの区別一寸見れば同じ事
おなじの人と作せるこゝを事を成就せんとするに作作といふ物と
つくる事のあるこゝおのつくる物を作るを作るとは
より人作るれその作作と云ふ物を作るとは
事なり事のなるこゝひとしく成ぬ事なれども人と作るこゝさ
事なりけれども作る人の初は善悪の害に作る事れ去りて
作ることをいまし事なり事なれども作る
事なりこゝを知らぬ作る事なり
れは作ふ為にこゝ作人もの作りたるこゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の大意[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

主法の字ゐ[illegible]法事ゐ[illegible]ゐとハ大食ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]
すに先代の法を廃せんとてハ悔りて主法とハやうり法と云ゐ
きて背きうるやうにとゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]
年ゐ事ゐれハ主事の所ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]
○近来ハ上ゐり命令ゐる事ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]
ゐる事ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]
ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]
ゐれハ政治ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]
ゐ[illegible]

とうけて物入をとり扱ひ費うるをうるとき後すてそれ商
法をもとなるもの後ろの後ろの後ろの法後人いたく
いろくと働きて金銀の商をするとつとめもりさてそれ商ろう
金銀を扱ふ商の事なれば多く町人をおもとする故武士
ときの人はそれ扱ふ人〻かくされば商人心の金銀やりくりよ
功なる人をうくむ事四人をいとりの情愛の心なしいなく
いろうまとまりたる南分金銀を多く扱ふと働きうして清水の
大害をもうりたる君の四海厚をもやすひすりよ利をもさ
ひる商人のわ〻後ろの上後の人〻ともつさ〻南して金銀の
多まりて用のをもうる南分日あの功なる者ことを賣す
ろういつくもも世間乃後人をもりくと三角をもうるまて
大〻南分世間をもとくうる事のやうに扱て金銀を

きく扱ふ欲をもはれたるんわくの功を扱ふ石をいりとやうけ
扱ふ扱ふに南分の品をと金むとうりよ君の四海光
をも扱〻国家の扱ふなる事扱ふ者を文下の上を扱ふ
をもうとあ〻くものつ〻上をかう〻むりもたるくはいと
いとかけかう〻扱ふなり扱ふとは人をまとよ世界の大なるさし
つまりて南分のまりをひも世界をうる扱て人金銀を扱ふま
あるくんさ〻扱ふうて いるもも扱ふ扱ふ人銀の
世界世界働きとをくをもうるを南分をやうるあれ扱ふ
の大切なれ金くを人をとうる〻いるもも扱ふ〻
うるさいた扱ふ商ものをつまるやうにうるまるれとうく
をいをとうく吟味して法事をとうるやうにつめて守りとも他人のか
うるきやうまして元銀をも世収納すて何事も事実なるやうに働く

を行はるゝ

○いつもの医人なりと雲の宮に永く持給ひと仰せ事ありし
昔いつもと雲の宮なりしてもうき遊藝の
事なりしも古代の藝と言ひて代々落人と言れる若
者なれども医師の業にて雲の宮の御代
なりしに医師のつとめを村よりて
なりて雲の宮と藝も大なる御
業なりてい雲の宮と藝も大なる御
業なりて拘て所々為の孫あるい家
或て所又業といはるゝ藝の事なれも用ゐるも
所々に配られて所々藝の孫を行ひ事い中大名の為にい
仕ひ給ふ事なれ藝の孫と行ひ事
なりきに永くいつもの業と行ひて三人の家系

おのこゝを国元なる者に為の業と孫を
世にしるるに和歌を屋敷に風流にて
なるに絶れも久しく有るる事の絶も
大なる藝術なる者なれい右の孫とも医代に有るる
分い今さる所なく孫とも
板の業い仕ひ用ゐも主やうに
しけて共にしに沙汰新かの人なて当の金をいつもせま
かりく拝又その藝をまて
いつるとも仕ひ又志和して
○武士の兵術軍法と申て
れも今治平の代久しく
とうに和る人い一人もなく

学びならひて世をたすけ民をあはれむの業のみ修りは共に文武とも
実よりこれを減むるは世の平安なる宝物なれどその間
宝物の中にも刀槍の行はるゝ時はいとうやうなりとは考へそ
ちらくらかく実用の品なるべきさしさそみ世代のうつるにつ
きて八幡の弓矢人の家伝なりかゝる物なれば古の法
のまゝにて今は宝にしてうるわしき事をいひ伝へたれば世代くの世
中のもやう人の家ふうとよく変へく若の法をもこれ引
ちて考へ合へきさしさそみもつくくの武術も治平の代なれば実用
なる事なきゆゑ世くに華法と云物にして見分のよろしき
ときにしたがひて巧拙をいはざるゆゑ
うと学ぶもこれ的あることを論じ為をひく事をの
よりも世にたゝいとりの行ふまはれを実用なるちこ

ちらのうちも弱へうなるものは欲をうけうる時治くるも攻るも
これを用ひて利方なるべんやうと考へ一人馬を乗りたる
馬上にての働きをいかゝ一騎をなしてそも実用なるは無をなして
なものとくたくしたりとして一騎なるわの人は今の世の大清
軍書とんでむりくのうちの働きを知へきさしたへて武術を習ふ
ちりもを行はるゝ法なんけ行ふへきや

○武道軍術のしるへとかく軍法の書を考へるうちなるを
それを治平盛衰記を平記中のあるの所はおりつくふはもとよりの
と時代のうつりもへ近世とはもやうの医ひとりの学ひ
の代の書つ方の戦のやうとよく考へ一対ひ減四星辰の時代
の軍は古今をくまたくひ功名なるものく大き武士を

つもりくかの河代まで[illegible]の戦の中まもりの為に[illegible]武[illegible]
といへりく（さ事）さて度々の通信の軍書をらんて益をく[illegible]
玉の極秘と大よかりり河代と[illegible]れいかりよりぬ事のこゝろ[illegible]
かの玉の石の名れたの大利を[illegible]ら計策なと今の人よ用ひ[illegible]
く教うく物よあるこゝを[illegible]て度々い軍法識御なとい度[illegible]
をつくして[illegible]人志切なるやうこゝ[illegible]実用まゐて
[illegible]軍の仕方ハ世方の[illegible]ふまい大きうたく
なし物なと世の人の心よ度々[illegible]い人と軍の仕方を模のよ妙なり
へきものくやうこゝひみ[illegible]の外大[illegible]て軍術と
[illegible]大軍ハ[illegible]やうこゝ[illegible]て知り[illegible]皆大なるひとなり
まつ彼玉をひらき大玉とのく心ハ[illegible]ひりその[illegible]ハ
同の度さいりも度さ事[illegible]日本の十信[illegible]

[illegible]ともなりて[illegible]いつくも[illegible]度の地[illegible]て度さ
[illegible]ハ[illegible]人氏もすくなく物[illegible]いとなくれ軍もこの
[illegible]の大軍ハなりともなくこゝ[illegible]なる世この書よのせてる彼玉
中の[illegible]の軍紙の[illegible]こゝ[illegible]
[illegible]度[illegible]辞四[illegible]代の河度[illegible]の軍なとも山方
の人ハ武ハ[illegible]百[illegible]
[illegible]しつもとも大なる[illegible]て河の軍[illegible]十[illegible]
[illegible]ハなくこゝ[illegible]の軍兵[illegible]大抵の事[illegible]ハかり信くこゝ[illegible]
いつくこゝを[illegible]やうこゝ信くこゝ[illegible]
[illegible]彼玉の書[illegible]
の[illegible]病祈のつこゝ[illegible]河[illegible]ハ世方[illegible]
軍もりつも度の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

これ武士の[illegible]多くの年を経て和田方中[illegible]度の[illegible]方
もて海内を[illegible]ふ[illegible]
○孔子天下の大[illegible]の　朝廷を仰ぐ[illegible]屋く崇敬し
[illegible]の[illegible]の[illegible]の西[illegible]の[illegible]年四倫
[illegible]ふ　朝廷は今は天下の政をきこしめ[illegible]おのつ
ら世[illegible]くまま[illegible]年を経
なるも年[illegible]て自然と敬畏のもちかたより[illegible]年もな
きよりの[illegible]　朝廷は神代の初より[illegible]
[illegible]年して天国の王の[illegible]民[illegible]
[illegible]年[illegible]一国
一郡も治めん[illegible]ふ[illegible]
[illegible]年[illegible]　大将軍家の[illegible]一の[illegible]志初より

[illegible]　大将軍と[illegible]　朝廷を恐れ[illegible]
せ[illegible]ふ[illegible]　事思神[illegible]の[illegible]業
の大義[illegible]
[illegible]武運長久[illegible]
朝廷を[illegible]
[illegible]年[illegible]
[illegible]年　天照大[illegible]神の大[illegible]
[illegible]屋[illegible]
[illegible]年　大日本史[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

人々を[illegible]代よく伝渡されて[illegible]

朝廷と[illegible]

[illegible]友義と[illegible]

空頼よ[illegible]

[illegible]

[illegible]人[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]今の世国郡の惣高[illegible]大名の[illegible]勢よりして神
社いかと異[illegible]ひても宮[illegible]き事なり[illegible]神社の実
[illegible]と似て神社の事[illegible]なり[illegible]
もとも神と敬ひ給ふ[illegible]
のたの[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右本居氏玉筥屋貼を乞渡遍一野子以賜清弋本
文政八年乙酉の冬青苔の移ろう庭前の梅のもと
にて日夫二百字一筆なる

中村直衛

薫蕕録巻之七十九 終

薫蕕録巻之拾六 終